

三条委員会等の整理

資料1-③

名称 (位置付け)	設置根拠・設置法	委員等の体制	事務局等の体制	独立性を保障する規定	所掌事務
会計検査院 (内閣に対し独立の地位を有する。)	憲法第90条 会計検査院法	検査官3人(うち1人が院長)、常勤、任期7年、内閣任命、国会同意人事	事務局(官房及び5局、定員1277人)	会計検査院法第1条「会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する。」	(1)①日本国憲法第90条の規定により国の収入支出の決算の検査を行う外、法律に定める会計の検査を行う。②常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正を図る。③正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点その他会計検査上必要な観点から検査を行う。 (2)検査の結果により、国の収入支出の決算を確認する。
人事院 (内閣の所轄の下に設置)	国家公務員法第3条	人事官3人(うち1人が総裁)、常勤、任期4年、内閣任命、国会同意人事	事務局(5課(官房部局)及び4局並びに地方事務所等、定員650人)	国家公務員法第3条第3項「法律により、人事院が処置する権限を与えられている部門においては、人事院の決定及び処分は、人事院によつてのみ審査される。」など	法律の定めるところに従い、①給与その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善に関する勧告、②採用試験及び任免(標準職務遂行能力及び採用昇任等基本方針に関する事項を除く。)、③給与、④研修、⑤分限、⑥懲戒、⑦苦情の処理、⑧職務に係る倫理の保持その他職員に関する人事行政の公正の確保及び⑨職員の利益の保護等に関する事務をつかさどる。
公正取引委員会 (内閣府の外局)	内閣府設置法第49条 独占禁止法第27条	委員長及び委員4人、常勤、任期5年、総理大臣任命、国会同意人事	事務局(官房及び2局並びに地方事務所、定員791人)	独占禁止法第28条「公正取引委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。」	次に掲げる事務をつかさどる。①私的独占の規制に関すること。②不当な取引制限の規制に関すること。③不公正な取引方法の規制に関すること。④独占的地位に係る規制に関すること。⑤所掌事務に係る国際協力に関すること。  (注:具体的には、独占禁止法違反被疑事件に関する調査活動(審査)、違反行為に対する排除措置命令やカルテル・入札談合に対する課徴金納付命令の発出、排除措置命令や課徴金納付命令に不服がある場合の審判など)
国家公安委員会 (内閣府の外局)	内閣府設置法第49条 警察法第4条	委員長(国務大臣)及び委員5人、常勤、委員のみ任期5年、総理大臣任命、国会同意人事	警察庁(長官官房及び5局並びに管区警察局長等、定員7709人)	—	次に掲げる事務について、警察庁を管理する。(1)警察に関する制度の企画及び立案に関すること。(2)警察に関する国の予算に関すること。(3)警察に関する国の政策の評価に関すること。(4)次に掲げる事案で国の公安に係るものについての警察運営に関すること。①民心に不安を生ずべき大規模な災害に係る事案②地方の静穏を著しく害するおそれのある騒乱に係る事案③国際関係に重大な影響を与え、その他国の重大な利益を著しく害するおそれのある航空機の強取、人質による強要、爆発物の所持その他これらに準ずる犯罪に係る事案(5)第71条の緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。(6)次のいずれかに該当する広域組織犯罪その他の事案に対処するための警察の態勢に関すること。①全国の広範な区域において個人の生命、身体及び財産並びに公共の安全と秩序を害し、又は害するおそれのある事案②国外において日本国民の生命、身体及び財産並びに日本国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある事案(7)全国的な幹線道路における交通の規制に関すること。(8)犯罪による収益に関する情報の集約、整理及び分析並びに関係機関に対する提供に関すること。(9)国際刑事警察機構、外国の警察行政機関その他国際的な警察に関する関係機関との連絡に関すること。(10)国際捜査共助に関すること。(11)国際緊急援助活動に関すること。(12)所掌事務に係る国際協力に関すること。(13)債権管理回収業に関する特別措置法の規定に基づく意見の陳述その他の活動に関すること。(14)無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく意見の陳述その他の活動に関すること。(15)皇宮警察に関すること。(16)警察教養施設の維持管理その他警察教養に関すること。(17)警察通信施設の維持管理その他警察通信に関すること。(18)犯罪の取締りのための電子情報処理組織及び電磁的記録の解析その他情報技術の解析に関すること。(19)犯罪鑑識施設の維持管理その他犯罪鑑識に関すること。(20)犯罪統計に関すること。(21)警察装備に関すること。(22)警察職員の任用、勤務及び活動の基準に関すること。(23)前号に掲げるもののほか、警察行政に関する調整に関すること。(24)前各号に掲げる事務を遂行するために必要な監察に関すること。

公害等調整委員会 (総務省の外局)	国家行政組織法第3条第2項 公害等調整委員会設置法	委員長及び委員6人、委員のうち3人は非常勤、任期5年、総理大臣任命、国会同意人事	事務局(定員36人)	公害等調整委員会設置法第5条「委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行なう。」	次に掲げる事務をつかさどる。①公害に係る紛争のあつせん、調停、仲裁及び裁定に関すること。②鉱区禁止地域の指定に関すること。③鉱業法その他の法律及び鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の定めるところにより不服の裁定を行うこと。④土地収用法第27条第2項又は第131条第1項の意見を述べること。
公安審査委員会 (法務省の外局)	国家行政組織法第3条第2項 公安審査委員会設置法	委員長及び委員6人、全て非常勤、任期4年、総理大臣任命、国会同意人事	委員補佐3人(非常勤)、事務局(定員4人)	公安審査委員会設置法第3条「委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。」	次に掲げる事務をつかさどる。①破壊的団体に対する規制に関する審査を行うこと。②破壊的団体に対する活動制限の処分を行うこと。③破壊的団体に対する解散の指定を行うこと。④無差別大量殺人行為を行った団体に対する観察処分を行うこと。⑤無差別大量殺人行為を行った団体に対する再発防止処分を行うこと。
中央労働委員会 (厚生労働省の外局)	国家行政組織法第3条第2項 労働組合法第19条の2	使用者委員、労働者委員及び公益委員各15人(会長は公益委員から選出)、全て非常勤、任期2年、総理大臣任命、公益委員は国会同意人事	事務局(定員113人)	—	①労働組合法第5条、第11条、第18条及び第26条の規定による事務、②不当労働行為事件の審査等に関する事務、③労働争議のあつせん、④調停及び仲裁に関する事務並びに⑤労働関係調整法第35条の2及び第35条の3(緊急調整に係る対応)の規定による事務をつかさどる。
運輸安全委員会 (国土交通省の外局)	国家行政組織法第3条第2項 運輸安全委員会設置法	委員長及び委員12人、委員のうち5人は非常勤、任期3年、国土交通大臣任命、国会同意人事	事務局(178人)	運輸安全委員会設置法第6条「委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。」	次に掲げる事務をつかさどる。①航空事故等の原因を究明するための調査を行うこと。②航空事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を行うこと。③鉄道事故等の原因を究明するための調査を行うこと。④鉄道事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を行うこと。⑤船舶事故等の原因を究明するための調査を行うこと。⑦前各号の調査の結果に基づき、航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等の防止並びに航空事故、鉄道事故及び船舶事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策又は措置について国土交通大臣又は原因関係者に対し勧告すること。⑧航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等の防止並びに航空事故、鉄道事故及び船舶事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策について国土交通大臣又は関係行政機関の長に意見を述べること。⑨前各号に掲げる事務を行うため必要な調査及び研究を行うこと。

(注：定員は、平成22年度末定員)

【参 考】

消費者委員会 (内閣府の審議会等)	内閣府設置法第37条 消費者庁及び消費者委員会設置法	委員10人以内(委員長は委員の互選により選任)、全て非常勤、任期2年、総理大臣任命	臨時委員・専門委員(必要に応じて置くことができる)、事務局(定員6人)	消費者庁及び消費者委員会設置法第7条「委員会の委員は、独立してその職権を行う」	次に掲げる事務をつかさどる。(1)次に掲げる重要事項に関し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に建議すること。①消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策に関する重要事項 ②消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策に関する重要事項 ③景品類等の適正化による商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に関する重要事項 ④物価に関する基本的な政策に関する重要事項 ⑤公益通報者の保護に関する基本的な政策に関する重要事項 ⑥個人情報の適正な取扱いの確保に関する重要事項 ⑦消費生活の動向に関する総合的な調査に関する重要事項 (2)内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に応じ、前号に規定する重要事項に関し、調査審議すること。(3)消費者安全法第20条の規定により、内閣総理大臣に対し、必要な勧告をし、これに基づき講じた措置について報告を求めること。(4)消費者基本法、消費者安全法(第20条を除く。)、割賦販売法、特定商取引に関する法律、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、食品安全基本法、不当景品類及び不当表示防止法、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、家庭用品品質表示法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、国民生活安定緊急措置法及び個人情報の保護に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
----------------------	-------------------------------	---	-------------------------------------	---	---

【参照条文】

国家行政組織法（昭和 23 年 7 月 10 日法律第 120 号）抄

（行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務）

第三条 国の行政機関の組織は、この法律でこれを定めるものとする。

2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。

3 省は、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれるものとし、委員会及び庁は、省に、その外局として置かれるものとする。

4 第二項の国の行政機関として置かれるものは、別表第一にこれを掲げる。

（審議会等）

第八条 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

別表第一（第三条関係）

省	委員会	庁
総務省	公害等調整委員会	消防庁
法務省	公安審査委員会	公安調査庁
外務省		
財務省		国税庁
文部科学省		文化庁
厚生労働省	中央労働委員会	社会保険庁
農林水産省		林野庁 水産庁
経済産業省		資源エネルギー庁 特許庁 中小企業庁
国土交通省		観光庁 気象庁 海上保安庁
環境省		
防衛省		

内閣府設置法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 89 号）抄

（設置）

第四十九条 内閣府には、その外局として、委員会及び庁を置くことができる。

2 法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている前項の委員会には、特に必要がある場合においては、委員会又は庁を置くことができる。

3 前二項の委員会及び庁（以下それぞれ「委員会」と及び「庁」という。）の設置及び廃止は、法律で定める。

（審議会等）

第五十四条 委員会及び庁には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

（内閣府に置かれる委員会及び庁）

第六十四条 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる委員会及び庁は、次の表の上欄に掲げるものとし、この法律に定めるもののほか、それぞれ同表の下欄の法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

公正取引委員会	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
国家公安委員会	警察法
金融庁	金融庁設置法
消費者庁	消費者庁及び消費者委員会設置法